医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品(平成十六年厚生労働省告示第百八十五号)

メトキシ―七― [(一―メチルピペリジン―四―イル) 百二十二 N― (四―ブロモ―二―フルオロフエニル) ―六	百二十一(略)	五十二~百二十	五十一 酢酸 (一R・六R・六aR・七R・二三S・一四S・一六R) 一六・八・一四―トリヒドロキシーゼ・九一ジャキシー四・一六十一スピロ [六・一六― (エピチオプロパノオキシメタノ) 一七・一三―エピミノベンゾ [四・五] アプシノ [一・二―b] [一・三―エピミノベンゾ [四・五] アプシノ [一・二―b] [一・三] ジオキソロ [四・五] アプシノ [一・二―b] [一・三 シオキソロ [四・五] アプシノ [一・二一b] [一・三 シオキソロ [四・五] アプシノ [一・二 トーラ トーラ シオキソロ [一・一十 トーラ トーラ	五十(略)	一~四十九 (略)	改正案	
(新設)	ウリジン) 及びその製剤百二十 五―ブロム―二―デオキシウリジン(別名ブロクス	五十一~百十九	(新設)	製剤 五十 コバルトプロトポルフイリン、その塩類及びそれらの	一~四十九 (略)	現	(傍線の部分は改正部分)

百二十四~百六十一(略)	百二十三(略)	及びその製剤 メトキシ]キナゾリン―四―アミン(別名バンデタニブ)
百二十二~百五十九(略)	ル(別名カルモフール)及びその製剤百二十一 一―ヘキシルカルバモイル―五―フルオロウラシ	